



珠洲市

# 令和6年 能登半島地震で 被災された市民の皆さまへ

## 主な支援制度

2024年1月26日発行

### 第1版

記載している内容は発行時点のもので、制度改正などにより、支援内容が変更となる場合があります。



給付・貸付



住宅



税金



公的な支払い



教育



事業所(者)支援

☎ 電話

ⓕ FAX

### 01 災害弔慰金・災害障害見舞金



#### 災害弔慰金

対象	条件	
令和6年能登半島地震により死亡された方の遺族 (配偶者・子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)	死亡された方が生計維持者	500万円
	死亡された方がその他の方	250万円

#### 災害障害見舞金

対象	条件	
令和6年能登半島地震により重度の障害を受けた方 (両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)	生計維持者	250万円
	その他の方	125万円

問合せ 危機管理室  
☎ 0768-82-2222 ⓕ 0768-82-5685

### 02 生活再建支援金の支給



住宅の被害程度に応じて支援金を支給します。

#### 支給額

全壊	150万円～300万円
大規模半壊	100万円～250万円
中規模半壊	25万円～100万円

※1人世帯の場合は3/4の金額を支給。  
※住宅の再建方法により支給額が変わります。

問合せ 危機管理室  
☎ 0768-82-2222  
ⓕ 0768-82-5685



#### ■り災証明書の発行[8:30～18:30]

1月27日(土)～ 珠洲市民図書館

#### ■各種支援制度の手続き[8:30～18:30]

1月27日(土)～ 珠洲市役所1階  
被災者支援総合窓口

### 03 緊急の生活費の貸付



当面の生活費を貸し付けます。(返済が必要)

対象 令和6年能登半島地震により被災し、  
当面の生活費を必要とする世帯

期間 据置期間:1年以内  
償還期間:2年以内

貸付額 1世帯10万円  
(状況により20万円)

問合せ 市社会福祉協議会  
☎ 080-1332-1332



### 04 2次避難



自宅の復旧や仮設住宅等への入居が始まるまでの間、金沢以南または県外のホテル・旅館に無料で避難できます。

対象 自立した生活ができる方、家族の介助により自立した生活ができる方

宿泊料 無料  
※食事の提供は施設により異なる

申請 コールセンターへ連絡

問合せ 石川県コールセンター  
☎ 0120-266-755



## 05 緊急修理費用の補助



住宅の屋根・外壁等から雨水が入ることを防ぐために、ブルーシートを張る費用を補助します。  
※DIYやボランティア、空き家、納屋、車庫等は対象外

**修理期限** 2024年2月29日(木)までに完了

**限度額** 1世帯5万円  
(限度額を超える部分は、自己負担)

**申請** 修理費用を業者に支払う前に申請  
(被災箇所・修理が分かる写真が必要)

**問合せ** 環境建設課  
☎ 0768-82-7756  
☎ 0768-82-0626



## 06 応急修理費用の補助



元の住宅に引き続き住むために、日常生活に必要な不可欠な部分を応急的に修理する費用を補助します。

**対象** 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊した世帯

**修理期限** 2024年12月31日(火)までに完了

**限度額** 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊:  
706,000円  
準半壊:343,000円

**申請** 事前に申込書や見積書などの書類を  
下記まで提出してください

**問合せ** 環境建設課  
☎ 0768-82-7756  
☎ 0768-82-0626



## 07 応急仮設住宅(みなし)



条件を満たす賃貸型応急住宅に住む場合、家賃・共益費などの経費を市や県が負担します。

**対象** 自分で住宅が確保できない方

**入居期間** 入居日～2年以内

**対象経費** 家賃・共益費・礼金・仲介手数料など  
(上限あり)

**申請** 物件(賃貸)のある市町に相談

## 問合せ

石川県宅地建物取引業協会  
☎ 076-291-2255  
全日本不動産協会石川県本部  
☎ 076-280-6223  
全国賃貸住宅経営者  
協会連合会金沢支部  
☎ 0120-27-1000 (接続番号388006)



## 08 公営住宅



被災者の方に、公営住宅を提供します。

**対象** 住居の全壊などで住宅の確保が困難な方

**入居期間** 入居日～原則1年

**料金** 共益費、自治会費、電気ガス水道料等は入居者が負担(家賃・敷金・駐車場使用料は無料)

**申請** 環境建設課に相談

**問合せ** 環境建設課  
☎ 0768-82-7756 ☎ 0768-82-0626



## 09 水道・下水道料金



11・12月利用分の請求を当面の間延期します。

※請求時期は、決まり次第お知らせ

1月以降については、水道・下水道が復旧し、使用開始手続きを行うまで使用料金は発生しません。

**問合せ** 環境建設課  
☎ 0768-82-7781  
☎ 0768-82-0626



## 10 市民税の減免



**対象** 中規模半壊以上(住家に限る)

**申請** 減免申請書を提出

**その他** ・市税の申告・納付期限は当面延長  
・固定資産税は半壊以上の家屋に対し、損害の程度に応じて評価が下がり、税額が下がります。  
(減免申請書は提出不要。)

**問合せ** 税務課  
☎ 0768-82-7735 ☎ 0768-82-0626



## 11 軽自動車の課税保留



軽自動車が使用できなくなった場合、課税保留にすることができます。

**対象** 被災した軽自動車

**申請** 申立書を提出

**問合せ** 税務課

☎ 0768-82-7735 ☎ 0768-82-0626

※軽自動車以外の自動車については、  
県庁税務課にお問い合わせください。

☎ 076-225-1273 ☎ 076-225-1275



## 12 国民健康保険税の減免



### 内容(り災証明書の判定結果)

全壊	全額免除
準半壊 ~ 大規模半壊	半額免除



**問合せ** 市民課

☎ 0768-82-7741 ☎ 0768-82-4600

## 13 後期高齢者医療保険料の減免



### 内容(り災証明書の判定結果)

全壊	全額免除
半壊 ~ 大規模半壊	半額免除



**問合せ** 市民課

☎ 0768-82-7741 ☎ 0768-82-4600

## 14 介護保険料の減免



減免の基準など詳細は、決まり次第お知らせします。

**対象** 介護保険第1号被保険者(65歳以上)

**問合せ** 福祉課

☎ 0768-82-7749 ☎ 0768-82-8138

## 15 医療機関等の窓口支払い免除 (国民健康保険・後期高齢者 医療保険)



医療機関等の窓口で申告すると、窓口負担の支払いが不要になります。

**対象** 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡された方など

**期間** 2024年4月30日(火)

**申請** 医療機関等の窓口で対象者であることを申告(後日、申請が必要です。)

**問合せ** 市民課

☎ 0768-82-7741

☎ 0768-82-4600



## 16 介護サービス利用料の減免



減免の基準など詳細は、決まり次第お知らせします。

**問合せ** 福祉課

☎ 0768-82-7749 ☎ 0768-82-8138

## 17 障害福祉サービス等に係る 利用料の減免



減免の基準など詳細は、決まり次第お知らせします。

**問合せ** 福祉課

☎ 0768-82-7748 ☎ 0768-82-8138

## 18 保育料の減免



保育料・保育園給食費・延長保育料を減免します。

**対象** 住宅・家財が被害を受けた、児童がいる世帯

**期間** 2025年3月31日(月)まで

**免除額**

全壊・全焼	全額
半壊・半焼	半額

**問合せ** 福祉課

☎ 0768-82-7747

☎ 0768-82-8138



## 19 児童扶養手当の支給額増額



所得制限が解除され、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。

**対象** 住宅・家財等の財産の概ね1/2以上の損害を受けた方で次に該当する方

- ・母または父のうち、本人の所得制限により、一部支給または全部停止
- ・受給者である養育者、扶養義務者、所得税法上の控除対象配偶者

**期間** 被災した月～翌年10月分

**申請** り災証明書・児童扶養手当被災状況書・児童扶養手当証書を持参の上、窓口へ

**問合せ** 福祉課  
☎ 0768-82-7747  
☎ 0768-82-8138



## 20 教科書・学用品の給付



喪失・損傷した教科書などを無償で提供します。また、学用品(文房具等)についても無償で提供予定で、時期など詳細は決まり次第お知らせします。

**問合せ** 教育委員会事務局  
☎ 0768-82-7816

## 21 給食費の減免



給食の提供ができるまで、給食費は不要です。

**問合せ** 教育委員会事務局  
☎ 0768-82-7816

## 22 雇用調整助成金の特例措置



一時的に休業、教育訓練などで労働者の雇用の維持を図った場合、休業手当・賃金の一部を助成します。

**対象** 地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主(最近1か月の生産指標が前年同期より10%以上減少)

**期間** 休業または出向の初日が2024年1月1日(月)～6月30日(日)

**助成率** 大企業 : 1/2 → 2/3  
中小企業 : 2/3 → 4/5

**申請** 問合先に相談の上、申請

**問合せ** 石川県労働局  
職業安定部職業対策課  
☎ 076-265-4428  
雇用調整助成金  
コールセンター  
☎ 0120-603-999



## 23 雇用保険の基本手当の特例措置



災害により休業した場合や一時的に離職した場合、雇用保険の基本手当を支給します。

**対象** 被災した地域内の事業所で勤務していた方

**申請** 問合先に相談の上、申請

**問合せ** 石川県労働局  
職業安定部職業対策課  
☎ 076-265-4428



## 24 農林水産相談窓口



農林漁業者を支援するため、県内に相談窓口を設置しました。

**対象** 災害の影響を受けた農林漁業者

**問合せ** ・農業・畜産・林業:  
石川奥能登農林総合事務所  
企画調整室 ☎ 0768-26-2322  
※収入保険の保険料支払期限の延長・補填金の支払い: 石川県農業共済組合 ☎ 076-239-3111  
・漁業:  
石川県漁業協同組合  
☎ 076-234-8815

